

京都市告示第130号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成26年5月8日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	梅ヶ畑水0062号	右京区梅ヶ畑中縄手町19番地地先 同上	
2	川島水0088号	西京区川島東代町44番地の1地先 同上	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	川島水0006号	西京区川島東代町31番地の15地先 同町78番地の1地先	
2	川島水0010号	西京区川島東代町77番地の1地先 同町75番地の4地先	

(建設局土木管理部道路明示課)